○内閣府令・経済産業省令第四号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府・経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令	中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令
（認定経営革新等支援機関） **第二条**　主務大臣は、法第三十二条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一・二　［略］	（認定経営革新等支援機関） **第二条**　主務大臣は、法第二十六条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一・二　［略］
2　法第三十二条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第三十三条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。	2　法第二十六条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第二十七条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。
3　［略］	3　［略］
4　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十八条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。	4　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十五条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。
（名称等の変更の届出） **第三条**　認定経営革新等支援機関は、法第三十二条第四項の規定による届出をするときは、様式第二の届出書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、経営革新等支援業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。	（名称等の変更の届出） **第三条**　認定経営革新等支援機関は、法第三十六条第四項の規定による届出をするときは、様式第二の届出書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、経営革新等支援業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。
（軽微な変更） **第四条**　法第三十二条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、経営革新等支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。	（軽微な変更） **第四条**　法第二十六条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、経営革新等支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。
（心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者） **第五条**　法第三十三条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により経営革新等支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者） **第五条**　法第二十七条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により経営革新等支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（認定の更新） **第六条**　認定経営革新等支援機関は、法第三十四条第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書に、法第三十四条第二項において準用する法第三十三条各号に該当しないことを証する書類及び	（認定の更新） **第六条**　認定経営革新等支援機関は、法第二十八条第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書に、法第二十八条第二項において準用する法第二十七条各号に該当しないことを証する書類及び